

平成 28 年 2 月 26 日

お 客 様 各 位

上 光 証 券 株 式 会 社
代表取締役社長 松 浦 良 一

弊社に対する北海道財務局長からの業務改善命令について

平成 28 年 2 月 19 日、証券取引等監視委員会が内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、弊社に対する行政処分を行うよう勧告が行われておりましたが、本日、北海道財務局長より「業務改善命令」を受けましたことをお知らせいたします。

業務改善命令をうけたことにつきまして、お取引をいただいているお客様をはじめ関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

業務改善命令の内容等は以下のとおりでございます。

業務改善命令の内容

- ① 全顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。
- ② 「メディアル・レーションズ 発行私募社債」について、破産手続の状況を適切に把握した上で、顧客に対し、必要な対応をとること。
- ③ 金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。
- ④ 本件に係る責任の所在の明確化を図ること。
- ⑤ 上記の対応・実施状況について、平成 28 年 3 月 28 日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

弊社として、業務改善命令を受けたことを厳粛に受け止め、今後はより一層の法令遵守の徹底と再発防止に向けた管理態勢の強化を図っていくとともに、証券会社としてお客様の信頼を得られるよう全社をあげて真摯に取り組んでいく所存でございますので、従前に変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。